○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定 に基づく準則を定める条例

> 平成20年6月30日高砂市条例第21号 平成31年3月15日高砂市条例第2号 令和元年6月24日高砂市条例第1号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定 に基づく準則を定める条例

## (趣旨)

第1条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号。第3条において「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、工場立地法(昭和34年法律第24号)第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

## (定義)

- 第2条 この条例において使用する用語は、工場立地法において使用する用語の例による。 (区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)
- 第3条 この条例を適用する区域の区分及び当該区域の範囲並びに当該区域における製造業等に係る工場又は事業場の緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次表のとおりとする。

区域 の区 分	区域の範囲	緑地の面積の敷地 面積に対する割合	環境施設の面積の敷 地面積に対する割合
甲種区域	法第4条第6項の規定による同意を得た同条 第1項の基本計画(法第5条第1項又は第2 項の規定による変更があったときは、その変 更後のもの)において定められた法第9条第 1項に規定する工場立地特例対象区域(以下 「工場立地特例対象区域」という。)のうち、 都市計画法(昭和43年法律第100号)第 8条第1項第1号の工業地域	100分の5以上	100分の10以上
乙種区域	工場立地特例対象区域のうち、都市計画法第 8条第1項第1号の工業専用地域	100分の1以上	100分の1以上

## (緑化の促進)

- 第4条 市長は、前条の表の各区域の範囲内において、工場立地法第6条第1項、第7条第1項又 は第8条第1項の規定による届出をしようとする者に対し、緑化の促進について必要な措置の協 力を求めるものとする。
- 2 前項の届出をしようとする者は、周辺地域の景観と生活環境に十分留意しつつ、別に定めると ころに基づき緑化の促進に努めるものとする。
- 3 第1項の届出をしようとする者は、当該届出に当たっては、あらかじめ、緑化の促進に関し必要な事項を定めた計画書を策定し、これを市長に提出しなければならない。

## 附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(既存工場等に係る面積の算定)

2 次項に定める場合を除き、昭和49年6月28日に設置され、又は設置のための工事が行われている工場立地法第6条第1項に規定する製造業等に係る工場又は事業場(以下「既存工場等」という。)が第3条の表の各区域の範囲内に存する場合であって、当該既存工場等において生産施設の面積の変更(生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。)が行われるときは、同表に定める割合に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、次表の式によって行うものとする。

既存工場等が	当該生産施設の面積の変更に伴い	当該生産施設の面積の変更に伴い設
存する区域の区	設置する緑地の面積	置する環境施設の面積
分		
	$G \geqq \frac{P}{\gamma} (0.05 - \frac{G_0}{S})$	$E \geqq \frac{P}{\gamma} (0.1 - \frac{E_0}{S})$
第3条の表の甲種区域に存する	ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left( 0.05 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.05S - G_1 > 0$	ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left( 0.1 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.1S - E_1 > 0$
場合	のときは $G \ge 0.05  S - G_1$ とし、 $0$ .	のときは $E \ge 0.1 S - E_1$ とし、
	05S-G <sub>1</sub> ≦0 のときはG≥0 とす	$0.1 S - E_1 \le 0$ のときは $E \ge 0$ とす
	る。	る。
<b>第9条の事の</b> ア	$G \geqq \frac{P}{\gamma} (0.01 - \frac{G_0}{S})$	$E \geqq \frac{P}{\gamma} (0.01 - \frac{E_0}{S})$
第3条の表の乙種区域に存する場合	ただし、 $\frac{P}{\gamma}\left(0.01 - \frac{G_0}{S}\right) > 0.01S - G_1 > 0$	$\frac{P}{\gamma} \left( 0.01 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.01S - E_1 > 0$
	のときは $G \ge 0.01  S - G_1$ とし、 $0$ .	のときはE≧0.01S-E₁とし、0.0

01S-G <sub>1</sub> ≤0 のときはG≥0 とす	1S-E <sub>1</sub> ≦0のときはE≧0とする。
る。	

3 工場立地に関する準則(平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「工場立地法準則」という。)別表第1の上欄に掲げる2以上の業種に属する既存工場等が第3条の表の各区域の範囲内に存する場合であって、当該既存工場等において生産施設の面積の変更が行われるときは、同表に定める割合に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、次表の式によって行うものとする。

によって行りものとする。						
既存工場等が存	当該生産施設の面積の変更に伴い	当該生産施設の面積の変更に伴い				
する区域の区分	設置する緑地の面積	設置する環境施設の面積				
第3条の表の甲	$G \ge \sum_{j=1}^{n} \frac{P_{j}}{\gamma_{j}} (0.05 - \frac{G_{0}}{S})$ ただし、	$E \ge \sum_{j=1}^{n} \frac{P_{j}}{\gamma_{j}} (0.1 - \frac{E_{0}}{S})$ $\text{for } E \cup \mathcal{E}$				
種区域に存する場合	$\sum_{j=1}^{n} \frac{P_j}{\gamma_j} (0.05 - \frac{G_0}{S}) > 0.05S - G_1 > 0$	$\sum_{j=1}^{n} \frac{P_{j}}{\gamma_{j}} (0.1 - \frac{E_{0}}{S}) > 0.1S - E_{1} > 0$				
勿口	のときは $G \ge 0.05  S - G_1$ とし、 $0$ .	のときはE≧0.1S−E₁とし、0.1				
	05S-G <sub>1</sub> ≦0 のときはG≥0 とす	$S-E_1 \leq 0 \text{ Obstable} \geq 0 \text{ bt}$				
	る。	る。				
	$G \ge \sum_{j=1}^{n} \frac{P_{j}}{\gamma_{j}} (0.01 - \frac{G_{0}}{S})$	$E \ge \sum_{j=1}^{n} \frac{P_{j}}{\gamma_{j}} (0.01 - \frac{E_{0}}{S})$				
第3条の表の乙 種区域に存する 場合	ただし、 $\sum_{j=1}^{n} \frac{P_{j}}{Y_{j}} (0.01 - \frac{G_{0}}{S}) > 0.01S - G_{1} > 0$	$\sum_{j=1}^{n} \frac{P_{j}}{\gamma_{j}} (0.01 - \frac{E_{0}}{S}) > 0.01S - E_{1} > 0$				
	のときはG≧0.01S-G <sub>1</sub> とし、0.	のときはE≧0.01S−E₁とし、0.				
	01S-G <sub>1</sub> ≦0 のときはG≥0 とす	01S-E₁ ≦0 のときはE≧0 と				
	る。	する。				
L						

- 4 前2項の表の式における記号は、それぞれ次の数値を表すものとする。
  - G 当該変更に伴い設置する緑地の面積
  - P 当該変更に係る生産施設の面積
  - γ 当該既存工場等が属する工場立地法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合
  - G0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地(当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施

設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

- S 当該既存工場等の敷地面積
- G1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地(当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計
- E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積
- E 0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設(当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積
- E 1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設(当該届出前に届け出られた環境施設の 面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計
- n 当該既存工場等が属する業種の個数
- Pj 当該変更に係るj業種に属する生産施設の面積
- γ j j 業種についての工場立地法準則別表第1の下欄に掲げる割合

附 則(令和元年6月24日高砂市条例第1号)

この条例は、令和元年6月24日から施行する。